

# 迷惑行為等防止条例

令和2年10月1日施行

## 改正内容



盗撮や透視行為の規制場所を追加します



従来の公共の場所・乗物等の規制に加え  
不特定又は多数の者が出入りし、  
利用する場所や乗物にいる人  
に対する盗撮や透視行為の規制を追加します。

(例) 会社の事務所、学校や塾の教室、  
パーティー会場、タクシー、貸切バス等



つきまとい行為の規制行為を追加します



これまで規制されていたつきまとい、待ち伏せ  
等に加え、規制される行為に

正当な理由がないのに、相手の住居等  
の付近をみだりにうろつく行為  
を追加します。



# 静岡県迷惑行為等防止条例の改正内容

社会情勢の変化に伴い、新たに生じた迷惑行為を規制し、県民の平穏な生活を保持するため、必要な改正を行いました。

## 盗撮・透視行為の規制場所の追加

盗撮や透視行為の規制について、以下のとおり規制場所を追加します。

現行条例	改正後
公共の場所、公共の乗物	公共の場所、公共の乗物 ※道路、商業施設、電車、路線バスなど
通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所	通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所 ※住居、浴場、更衣室、便所など
	〈追加〉不特定又は多数の者が出入りし、若しくは利用する場所や乗物 ※事務所、学校、タクシー、貸切バス、塾など

罰則

単純犯	6か月以下の懲役	50万円以下の罰金
常習犯	1年以下の懲役	100万円以下の罰金
加重罰	(画像を記録した場合)	1年以下の懲役100万円以下の罰金

## つきまとい行為の規制行為の追加

相手の住居や勤務先等の付近をみだりにうろつく行為を規制行為として追加します。

嫌がらせなどの迷惑をかける目的で

- ・ 被害者宅の前の道路を自動車バイク等で行ったり来たりする行為
- ・ 被害者が勤務中の時間帯にその勤務先の周りを歩き回る行為
- ・ 遠方からわざわざやって来て、被害者宅周辺を歩き回る行為

などが想定されます。

罰則

単純犯	6か月以下の懲役	50万円以下の罰金
常習犯	1年以下の懲役	100万円以下の罰金



詳しくは静岡県警察ホームページをご覧ください

静岡県警HP ⇒ 暮らしの安全 ⇒ 静岡県の条例